

# 第1章 ODA評価の歩み

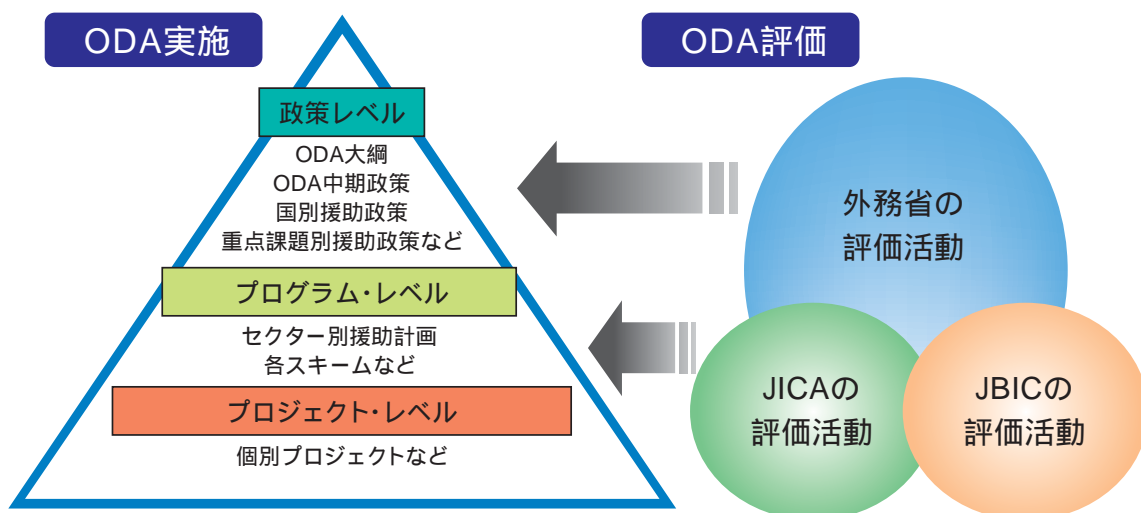
## 1.2 ODA評価の実施体制

わが国ではODAの評価は、1975年に開始されて以来、主に外務省と実施機関（JICA、JBIC）によって実施されてきました<sup>10)</sup>。外務省と実施機関はそれぞれの機能に応じて役割を分担し、より効率的な評価の実施に努めています。また、「中央省庁等改革基本法」（1998年）で、外務省がODAに関する全体的な企画等について政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担うこととされたことを受け、外務省ではODA関係府省をメンバーとする「ODA評価連絡会議」の開催、各府省のODA評価結果の取りまとめなどを行っています。

### （1）外務省と実施機関の役割分担

外務省と実施機関は、評価を効率的に実施するため、相互の連携、役割分担を重視しています。外務省は、経済協力政策の企画・立案を行う役割を有していることから、個々のプロジェクトよりも政策やプログラムを対象とした評価を重点的に行い、JICA、JBICは個々のプロジェクトを実施もしくは実施促進する役割を担っていることから、プロジェクトの評価を重点的に行っています。政策レベルの評価は、ODAの基本政策を対象として行われるものであり、ODA中期政策、国別および重点課題別の援助政策などについて実施されています。また、プログラム・レベルの評価は、共通の目的を持つ複数のプロジェクトの集合などを対象としたものであり、プロジェクト・レベル評価は、個別プロジェクトなど個々の活動を対象としています。

図1：評価の実施体制と評価対象



10) ODA関係府省でも、それぞれのODA事業に関する評価を行っている。

### ODA評価連絡会議

2001年7月にODA関係府省間の連携の推進を主な目的とする「ODA関係府省評価部門連絡会議」が設立され、2002年11月に同会議は、「ODA評価連絡会議」と名称が変更されました。ODA評価連絡会議では、各府省が行っているODA事業に関する評価について意見交換し、各府省間の連携を推進しています。

2003年度は、4月に本件会議が開催され、各府省が行ったODAに関する主な政策評価結果の取り纏め方法と年次評価報告書への記載ぶりにつき議論され、その結果、評価結果について記述形式で記載し、政策評価以外の評価も参考として掲載することとなりました。また、会議ではODAの共通ガイドラインについても議論が行われました。

各府省のODA事業では、研修員受入やセミナーといった人材育成案件が多く、他に、専門家派遣、調査研究、国際機関への拠出等の事業があります。評価対象はプロジェクト・レベルの評価が多いのですが、プログラム・レベルないし政策レベルの評価も行われています。評価時期については、事後評価が殆どですが、案件によっては事前評価等も行われています。また、対象の事業については、ODAのみならず非ODAも含めた事業もあります。今回の報告書でもこういった各府省の事業の特質を踏まえ、評価の概要がわかりやすいように評価結果をとりまとめています。（本報告書の第2章第2項をご覧ください。なお、各府省の評価報告の詳細は各府省のホームページで見ることができます。）

今後とも、ODA評価連絡会議を通じて、ODA評価の質を高めてODAの効率性の向上に繋げていくと共に、より判りやすい評価の為に議論を続けていきたいと考えています。

## (2) 外務省におけるODA評価

### (イ) ODA評価の目的

ODA評価は、政府活動の一つであるODAを効果的・効率的に実施するための手段として、またODAに関する情報を納税者である国民に提供するための手段としての機能を果たすことが求められていることから、外務省では以下の2つをODA評価の目的として掲げています。

#### ODAの管理支援

ODA活動を検証し、その結果得られた教訓をODA政策策定および実施プロセスにフィードバックすることにより、ODAの管理を支援するとともにODAの質の向上に役立てる。

#### 説明責任（アカウンタビリティ）

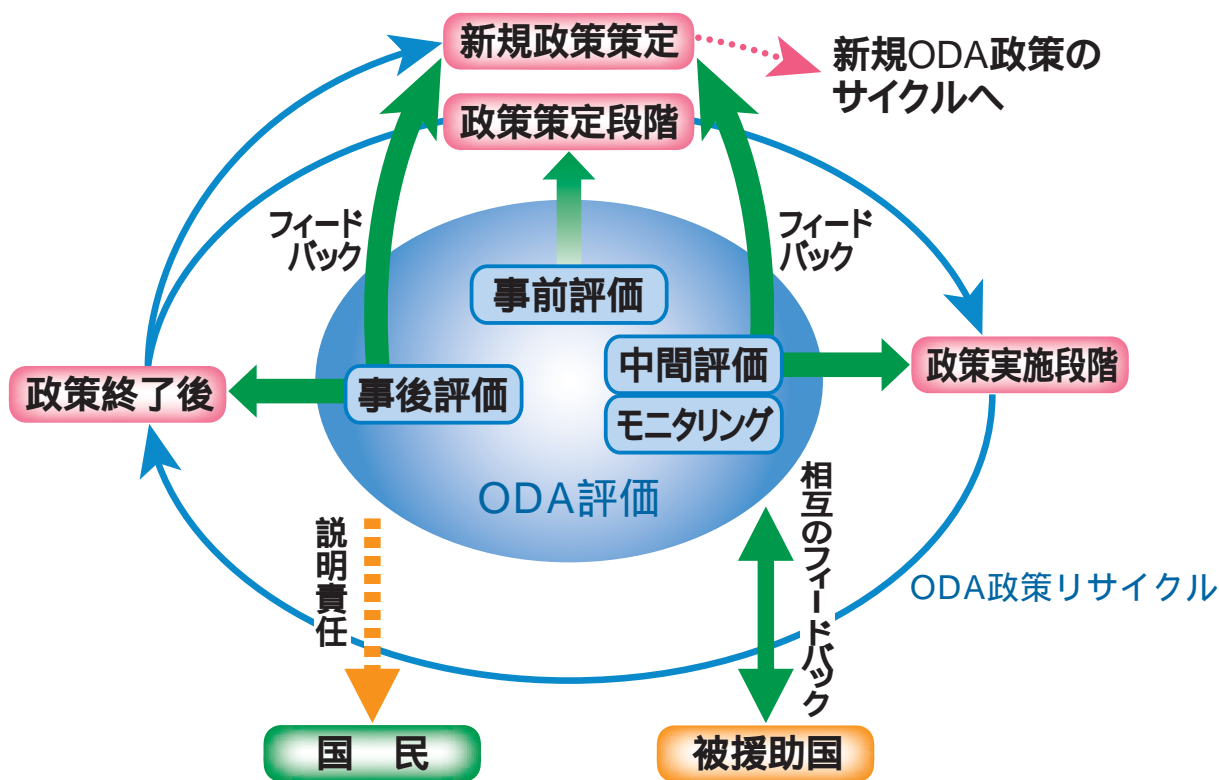
評価結果を公表することにより、国民に対する説明責任を果たすとともに、ODAの透明性を高め、ODAに関する国民の理解と参加を促進する。

### (ロ) 評価の機能

外務省では、これらの目的を果たすため、ODAの実施サイクルに対応して実施前、実施中、実施後の各段階で評価を行っています<sup>11)</sup>。評価の結果は各段階においてODA政策の策定および実施側（わが国および被援助国）にフィードバックされ、ODAの管理に貢献するとともに、外務省のホームページなどを通じて一般に公表され、国民に対する説明責任を果たす役割を担っています。

11) 基本政策のモニタリングについては現在検討中。

図2 ODA評価の機能



(八) 評価形態

外務省のODA評価は次のような形態で行われています<sup>12)</sup>。まず、評価形態を対象別にみると、政策レベル評価、プログラム・レベル評価およびプロジェクト・レベル評価に分類されます。また、評価者別にみると、第三者評価、外務省自身による評価、被援助国政府・機関による評価、合同評価があります。このうち外務省自身による評価は、評価法（2002年施行）により行政機関自身の評価が導入されたことを受けています<sup>13)</sup>。

12)外務省はODA評価の拡大及び複雑化に伴い、2002年度に評価形態の大幅な見直しを行いました。

13)外務省は、評価法に則り、国・地域別の施策および分野別の施策について事後評価を実施しており、ODA施策の評価もその一部となっている。これに加え、ODAについては、未着手・未了案件および一定額以上の援助案件についての事前評価が政策評価法上義務づけられている。これらの評価の結果は、外務省の他部局が行った評価結果とともに評価書として取りまとめられ、公表されると同時に総務省に提出される。

表1 外務省のODA評価形態

レベル	名称	評価者	対象	時期
政策レベル	国別評価	第三者評価 合同評価 外務省による評価*	国別援助政策	中間段階 事後段階
	重点課題別評価	第三者評価 合同評価 外務省による評価*	重点課題別援助政策	中間段階 事後段階
プログラム・レベル	セクター別評価	第三者評価 被援助国政府・機関評価 合同評価	1ヵ国1セクターにおける 援助活動全般	中間段階 事後段階
	スキーム別評価	第三者評価 被援助国政府・機関評価 合同評価	援助スキーム	-
プロジェクト・レベル	事業評価	外務省による評価*	個別プロジェクト	事前段階 事後段階

\*評価法に基づき実施する評価。

政策レベル評価とは、国の基本的な経済協力方針を実現することを目的とする複数のプログラムやプロジェクトなどからなる集合体を対象とする評価であり、国別評価と重点課題別評価があります。国別評価は国別の援助政策を評価対象とするものであり、具体的には、国別援助方針や国別援助計画が対象となります。また、重点課題別評価は、サミットなどの国際会議で日本が発表する重点課題別のイニシアティブなどを評価対象とするものであり、例えば、1995年の第4回世界女性会議で発表された「途上国の女性支援（WID）イニシアティブ」などを対象としています。

プログラム・レベル評価とは、共通の目的を持った複数のプロジェクトなどの集合体を対象とした評価であり、セクター別評価とスキーム別評価があります。セクター別評価は、基本的に1ヶ国、1セクターにおけるODA活動の集合体を対象とし、スキーム別評価は、ODAの援助スキームを対象として評価するものです。

プロジェクト・レベル評価とは、個々のプロジェクトを対象とした評価であり、実施機関（JICA、JBIC）が中心となって行います。ただし、外務省でも、評価法上の義務として政策的観点からプロジェクト・レベルの評価を行っています。具体的には10億円以上の無償資金協力および150億円以上の有償資金協力（円借款プロジェクト）については、プロジェクト・レベルの事前評価を実施することになっています<sup>14)</sup>。また、政策決定後一定期間を経過しても着手に至っていない案件（未着手案件）および完了していない案件（未了案件）についてもプロジェクト・レベルの評価を実施しています。

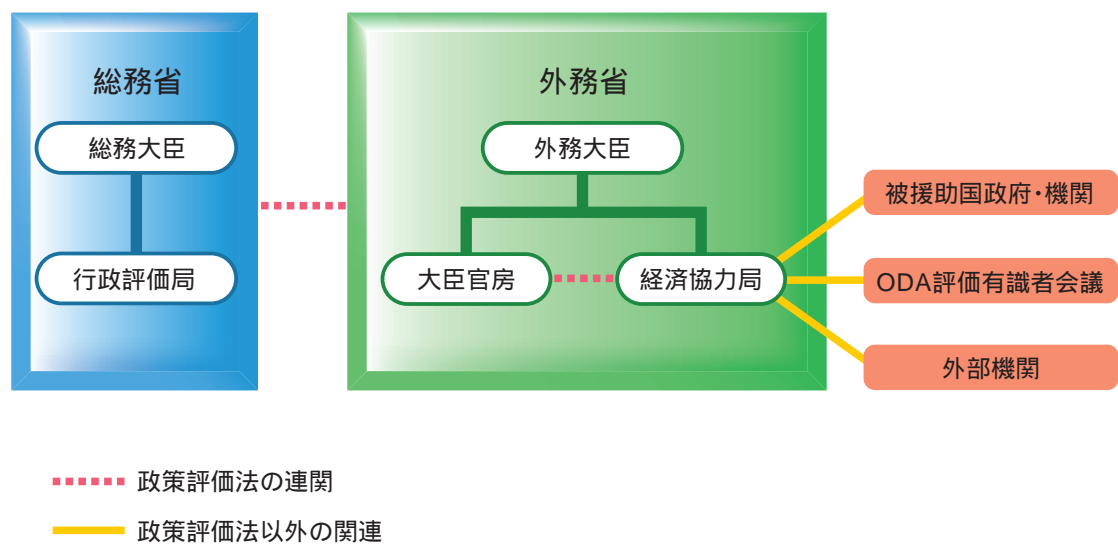
14)実施機関（JICA、JBIC）では、事前の評価として個別プロジェクトの妥当性や見込まれる効果などの項目で評価を行い、その結果を「事業事前計画表」（JICA）及び「事業事前評価表」（JBIC）として公表しているが、外務省の行う事前評価は政策的な観点から評価を行うものである。

## 第1章 ODA評価の歩み

### (二) 評価の実施体制と実施の流れ

外務省には上記のような評価形態がありますが、第三者評価、被援助国政府・機関による評価、合同評価については、主に経済協力局が担当し、評価法に基づいて外務省自身が行う評価については大臣官房が取りまとめの役割を担っています。

図3：外務省の評価実施体制



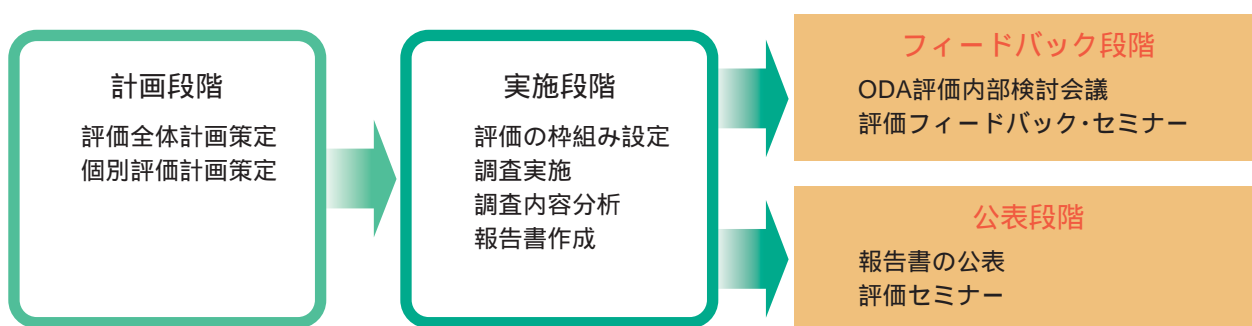
外務省では、ODA評価の客観性を確保するため、第三者評価に重点を置いています。これまでは、原則としてコンサルタントに委託して第三者評価を行ってききましたが、より客観性を高めるため、2003年10月より「ODA評価有識者会議」に依頼して実施することとしました。同会議は、経済協力局長の私的懇談会であり、外部の学識経験者を中心に構成されています。この他にも、評価に被援助国の視点を取り入れるため、被援助国政府もしくは機関（シンクタンク、学術機関など）に依頼する場合や外部機関（他ドナー、被援助国、NGOなど）と合同で評価を実施する場合があります。

## ODA評価有識者会議のメンバー構成

牟田 博光	東京工業大学教授
縣 公一郎	早稲田大学教授
池上 清子	国連人口基金（UNFPA）東京事務所長
今里 義和	東京新聞社論説委員
川上 照男	公認会計士（オフィス・あさひ代表）
高千穂 安長	玉川大学教授
田中 弥生	東京大学助教授
橋本 ヒロ子	十文字学園女子大学教授
渡辺 龍也	（特活）国際協力NGOセンター理事

これらの評価は、基本的に、計画、実施、フィードバックおよび公表というプロセスで行われています。まず、外務省は3年間の評価中期計画および年次計画を作成し、評価の形態・対象を決定します。次に、個々の評価対象に応じて評価者を選定し、評価者は評価の基本方針を決定します。評価の実施段階では、この基本方針にしたがって具体的な評価方法が決定され、国内調査、現地調査を経て、調査結果を分析した報告書が作成されます。評価の結果は、ODAの政策策定者および実施者へフィードバックされるとともに、ホームページなどで公表されます。

図4 第三者評価等の流れ





## 第1章 ODA評価の歩み

また、前述のとおり、評価法に基づき、ODAについても外務省自身による評価が実施され、経済協力局の担当部局は外務省の政策評価実施計画に則って評価を行い、大臣官房考査・政策評価官室に提出します。同室は、経済協力局を含む省内の各部局から提出された評価シートをとりまとめ、省内担当組織（考査・政策評価官室、官房総務課、会計課、総合政策局総務課・政策企画室）の審査を経て外務省の政策評価書を作成し総務省に提出するとともに、外務省のホームページを通じて一般に公表しています。<sup>15)</sup> 総務省は各行政機関から提出された評価書を取りまとめ、国会に提出しています。

<sup>15)</sup> 外務省における政策評価のHPは、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html>を参照。